

## 介護報酬の算定構造のイメージ

# 介護サービス

### I 指定居宅サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 訪問介護費
- 2 訪問入浴介護費
- 3 訪問看護費
- 4 訪問リハビリテーション費
- 5 居宅療養管理指導費
- 6 通所介護費
- 7 通所リハビリテーション費
- 8 短期入所生活介護費
- 9 短期入所療養介護費
  - イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費
  - ロ 療養病床を有する病院における短期入所療養介護費
  - ハ 療養病床を有する診療所における短期入所療養介護費
  - ニ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における短期入所療養介護費
  - ホ 基準適合診療所における短期入所療養介護費
- 10 特定施設入居者生活介護費
- 11 福祉用具貸与費

### II 指定居宅介護支援介護給付費単位数の算定構造

居宅介護支援費

### III 指定施設サービス等介護給付費単位数の算定構造

- 1 介護福祉施設サービス
- 2 介護保健施設サービス
- 3 介護療養施設サービス
  - イ 療養病床を有する病院における介護療養施設サービス
  - ロ 療養病床を有する診療所における介護療養施設サービス
  - ハ 老人性認知症疾患療養病床を有する病院における介護療養施設サービス

### 3 訪問看護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	
		准看護師の場合	指定訪問看護ステーションの理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士の場合	夜間又は早朝の場合、若しくは深夜の場合	特別地域訪問看護加算	緊急時訪問看護加算(※)	特別管理加算	ターミナルケア加算
イ 指定訪問看護ステーションの場合	(1) 20分未満(夜間・深夜・早朝のみ算定可) (285単位)	×90/100		夜間又は早朝の場合 +25/100  深夜の場合 +50/100	+15/100	1月につき +540単位	1月につき +250単位	死亡月につき +1,200単位 (ターミナルケア後24時間以内に在宅以外で死亡した場合も含む)
	(2) 30分未満 (425単位)							
	(3) 30分以上1時間未満 (830単位)							
	(4) 1時間以上1時間30分未満 (1,198単位)							
ロ 病院又は診療所の場合	(1) 20分未満(夜間・深夜・早朝のみ算定可) (230単位)							
	(2) 30分未満 (343単位)							
	(3) 30分以上1時間未満 (550単位)							
	(4) 1時間以上1時間30分未満 (845単位)							

： 特別地域訪問看護加算、ターミナルケア加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ 医療機器等を使用する者等特別な管理が必要な状態の者への月2回目以降の緊急的訪問については、夜間、早朝、深夜の加算を算定できるもの

### 4 訪問リハビリテーション費

基本部分		注	注
		リハビリテーションマネジメント加算	短期集中リハビリテーション実施加算
訪問リハビリテーション費	病院又は診療所の場合  (1日につき 500単位)	+20単位	退院・退所日又は新たに要介護認定を受けた日から1月以内 +330単位
	介護老人保健施設の場合		退院・退所日又は新たに要介護認定を受けた日から1月超3月以内 +200単位

### 5 居宅療養管理指導費

基本部分		注	注
イ 医師又は歯科医師が行う場合(月2回を限度)	(1) 居宅療養管理指導費(Ⅰ)((2)以外) (500単位)	注 情報提供が行われない場合 -100単位	
	(2) 居宅療養管理指導費(Ⅱ) (在総診を算定する場合) (290単位)		
ロ 薬剤師が行う場合	(1) 病院又は診療所の薬剤師が行う場合 (月2回を限度)	注 特別な薬剤の投薬が行われている利用者に対して、当該薬剤の使用に関する必要な薬学的管理指導を行った場合  +100単位	(一) 月1、2回目の場合 (550単位)
	(2) 薬局の薬剤師の場合 (月4回を限度)		(二) 月3回目以降の場合 (300単位)
(1) 病院又は診療所の薬剤師が行う場合 (月2回を限度)			(一) 月1回目の場合 (500単位)
	(二) 月2回目以降の場合 (300単位)		
ハ 管理栄養士が行う場合(月2回を限度) (530単位)			
ニ 歯科衛生士等が行う場合(月4回を限度) (350単位)			

※ ロ(1)(二)又は(2)(二)について、がん末期の患者については、週2回かつ月8回算定できる。

6 通所介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注		
		利用者の数が利用定員を超える場合	看護・介護職員の員数が必要に満たない場合 又は	2時間以上3時間未満の通所介護を行う場合	大規模事業所(前年度の1月当たりの平均利用延人数900人超)の場合	6時間以上8時間未満の通所介護の前後に日常生活上の世話をを行う場合	入浴介助を行った場合	個別機能訓練加算	若年性認知症ケア加算	栄養マネジメント加算	口腔機能向上加算
イ 小規模型通所介護費	(1) 3時間以上4時間未満	経過的要介護 ( 396 単位)	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	1日につき+50単位	1日につき+27単位	1日につき+60単位	1回につき+100単位(月2回を限度)	1回につき+100単位(月2回を限度)
		要介護1 ( 437 単位)									
		要介護2 ( 504 単位)									
		要介護3 ( 570 単位)									
		要介護4 ( 636 単位)									
	要介護5 ( 702 単位)										
	(2) 4時間以上6時間未満	経過的要介護 ( 529 単位)									
		要介護1 ( 588 単位)									
		要介護2 ( 683 単位)									
		要介護3 ( 778 単位)									
		要介護4 ( 872 単位)									
	要介護5 ( 967 単位)										
	(3) 6時間以上8時間未満	経過的要介護 ( 707 単位)									
		要介護1 ( 790 単位)									
		要介護2 ( 922 単位)									
要介護3 ( 1,055 単位)											
要介護4 ( 1,187 単位)											
要介護5 ( 1,320 単位)											
ロ 通常規模型通所介護費	(1) 3時間以上4時間未満	経過的要介護 ( 346 単位)	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	1日につき+50単位	1日につき+27単位	1日につき+60単位	1回につき+100単位(月2回を限度)	1回につき+100単位(月2回を限度)
		要介護1 ( 381 単位)									
		要介護2 ( 437 単位)									
		要介護3 ( 493 単位)									
		要介護4 ( 549 単位)									
	要介護5 ( 605 単位)										
	(2) 4時間以上6時間未満	経過的要介護 ( 458 単位)									
		要介護1 ( 508 単位)									
		要介護2 ( 588 単位)									
		要介護3 ( 668 単位)									
		要介護4 ( 748 単位)									
	要介護5 ( 828 単位)										
	(3) 6時間以上8時間未満	経過的要介護 ( 608 単位)									
		要介護1 ( 677 単位)									
		要介護2 ( 789 単位)									
要介護3 ( 901 単位)											
要介護4 ( 1,013 単位)											
要介護5 ( 1,125 単位)											
ハ 療養通所介護費	(1) 3時間以上6時間未満 ( 1,000単位)										
	(2) 6時間以上8時間未満 ( 1,500単位)										

8 短期入所生活介護費

基本部分			注			注	注	注	
			夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	利用者の数及び入所者の数の合計数が入所定員を超える場合	介護・看護職員の員数が基準に満たない場合 又は	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	専従の機能訓練指導員を配置している場合	利用者に対して送迎を行う場合	
イ 短期入所生活介護費 (1日につき)	(1) 単独型短期入所生活介護費	(一) 単独型短期入所生活介護費(Ⅰ) <従来型個室>	経過的要介護 ( 478 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	×97/100	+12単位	片道につき +184単位
			要介護1 ( 641 単位)						
			要介護2 ( 712 単位)						
			要介護3 ( 782 単位)						
			要介護4 ( 853 単位)						
		要介護5 ( 923 単位)							
		(二) 単独型短期入所生活介護費(Ⅱ) <多床室>	経過的要介護 ( 522 単位)						
			要介護1 ( 723 単位)						
			要介護2 ( 794 単位)						
			要介護3 ( 864 単位)						
	要介護4 ( 935 単位)								
	(2) 併設型短期入所生活介護費	(一) 併設型短期入所生活介護費(Ⅰ) <従来型個室>	経過的要介護 ( 450 単位)						
			要介護1 ( 607 単位)						
			要介護2 ( 678 単位)						
			要介護3 ( 748 単位)						
			要介護4 ( 819 単位)						
		要介護5 ( 889 単位)							
		(二) 併設型短期入所生活介護費(Ⅱ) <多床室>	経過的要介護 ( 500 単位)						
			要介護1 ( 689 単位)						
			要介護2 ( 760 単位)						
要介護3 ( 830 単位)									
要介護4 ( 901 単位)									
ロ ユニット型短期入所生活介護費 (1日につき)	(1) 単独型ユニット型短期入所生活介護費	(一) 単独型ユニット型短期入所生活介護費(Ⅰ) <ユニット型個室>	経過的要介護 ( 557 単位)						
			要介護1 ( 741 単位)						
			要介護2 ( 812 単位)						
			要介護3 ( 882 単位)						
			要介護4 ( 953 単位)						
		要介護5 ( 1,013 単位)							
		(二) 単独型ユニット型短期入所生活介護費(Ⅱ) <ユニット型準個室>	経過的要介護 ( 557 単位)						
			要介護1 ( 741 単位)						
			要介護2 ( 812 単位)						
			要介護3 ( 882 単位)						
	要介護4 ( 953 単位)								
	(2) 併設型ユニット型短期入所生活介護費	(一) 併設型ユニット型短期入所生活介護費(Ⅰ) <ユニット型個室>	経過的要介護 ( 526 単位)						
			要介護1 ( 707 単位)						
			要介護2 ( 778 単位)						
			要介護3 ( 848 単位)						
			要介護4 ( 919 単位)						
		要介護5 ( 979 単位)							
		(二) 併設型ユニット型短期入所生活介護費(Ⅱ) <ユニット型準個室>	経過的要介護 ( 526 単位)						
			要介護1 ( 707 単位)						
			要介護2 ( 778 単位)						
要介護3 ( 848 単位)									
要介護4 ( 919 単位)									
要介護5 ( 979 単位)									
ハ 栄養管理体制加算	(1) 管理栄養士配置加算 (1日につき 12単位を加算)								
	(2) 栄養士配置加算 (1日につき 10単位を加算)								
ニ 療養食加算	(1日につき 23単位を加算)								
ホ 緊急短期入所ネットワーク加算	(1日につき 50単位を加算)								
ヘ 在宅中重度加算	(1) 夜間看護体制加算 (1日につき 10単位を加算)								
	(2) 在宅中重度者受入加算	(1)を算定している場合 415単位 (1)を算定していない場合 425単位							

※ 緊急短期入所ネットワーク加算を算定する場合は、超過定員減算の適用について要件の緩和を行う。

10 特定施設入居者生活介護費

基本部分		注 看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	注 介護職員の員数が基準に満たない場合	注 個別機能訓練加算	注 夜間看護体制加算	注 委託先である指定居宅サービス事業者により居宅サービスが行われる場合
イ 特定施設入居者生活介護費 (1日につき)	経過的要介護 ( 214 単位)	×70/100		1日につき +12単位	1日につき +10単位	
	要介護1 ( 549 単位)					
	要介護2 ( 616 単位)					
	要介護3 ( 683 単位)					
	要介護4 ( 750 単位)					
要介護5 ( 818 単位)						
ロ 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費 (1日につき 84単位)		×70/100		・訪問介護 ・身体介護 15分ごとに 90単位 1時間30分以上 540単位に15分増すごとに+37単位 ・生活援助 15分ごとに 45単位(1時間30分を限度) ・通院等乗降介助 1回につき 90単位 ・他の訪問系サービス及び通所系サービス 通常の各サービスの基本部分の報酬単位の 90/100 ・福祉用具貸与 通常の福祉用具貸与と同様 ※ただし、基本部分も含めて要介護度別に定める限度を上限とする。		

※限度額

経過的要介護	6,505単位
要介護1	16,689単位
要介護2	18,726単位
要介護3	20,763単位
要介護4	22,800単位
要介護5	24,867単位

11 福祉用具貸与費

基本部分		注 特別地域福祉用具貸与加算
福祉用具貸与費 (現に指定福祉用具貸与に要した費用の額を当該事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数)	車いす	交通費に相当する額を事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を加算 (個々の用具ごとに貸与費の100/100を限度)
	車いす付属品	
	特殊寝台	
	特殊寝台付属品	
	床ずれ防止用具	
	体位変換器	
	手すり	
	スロープ	
	歩行器	
	歩行補助つえ	
	認知症老人徘徊感知機器	
移動用リフト		

特別地域福祉用具貸与加算は、支給限度額管理の対象外となる算定項目

※ 経過的要介護又は要介護1の者については、車いす、車いす付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフトを算定しない。(ただし、別に厚生労働大臣が定める状態にある者又は施行の日より6か月を超えない期間において当該種目に係る指定福祉用具貸与を受ける者を除く。)

# 介護報酬の算定構造のイメージ

## 介護予防サービス

### I 指定介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 介護予防訪問介護費
- 2 介護予防訪問入浴介護費
- 3 介護予防訪問看護費
- 4 介護予防訪問リハビリテーション費
- 5 介護予防居宅療養管理指導費
- 6 介護予防通所介護費
- 7 介護予防通所リハビリテーション費
- 8 介護予防短期入所生活介護費
- 9 介護予防短期入所療養介護費
  - イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費
  - ロ 療養病床を有する病院における介護予防短期入所療養介護費
  - ハ 療養病床を有する診療所における介護予防短期入所療養介護費
  - ニ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護予防短期入所療養介護費
  - ホ 基準適合診療所における介護予防短期入所療養介護費
- 10 介護予防特定施設入居者生活介護費
- 11 介護予防福祉用具貸与費

### II 指定介護予防支援介護給付費単位数の算定構造

- 介護予防支援費

### 3 介護予防訪問看護費

基本部分		注	注	注	注		
		准看護師の場合	指定介護予防訪問看護ステーションの理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士の場合	夜間若しくは早朝の場合又は深夜の場合	特別地域介護予防訪問看護加算	緊急時介護予防訪問看護加算(※)	特別管理加算
イ 指定介護予防訪問看護ステーションの場合	(1) 20分未満(夜間、早朝、深夜のみ算定可) (285単位)	×90/100		夜間又は早朝の場合 +25/100 深夜の場合 +50/100	+15/100	1月につき +540単位	1月につき +250単位
	(2) 30分未満 (425単位)						
	(3) 30分以上1時間未満 (830単位)						
	(4) 1時間以上1時間30分未満 (1,198単位)						
ロ 病院又は診療所の場合	(1) 20分未満(夜間・深夜・早朝のみ算定可) (230単位)						
	(2) 30分未満 (343単位)						
	(3) 30分以上1時間未満 (550単位)						
	(4) 1時間以上1時間30分未満 (845単位)						

： 特別地域介護予防訪問看護加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ 医療機器等を使用する者等特別な管理が必要な状態の者への月2回目以降の緊急的訪問については、夜間、早朝、深夜の加算を算定できるものとする。

### 4 介護予防訪問リハビリテーション費

基本部分		注	注
		リハビリテーションマネジメント加算	短期集中リハビリテーション実施加算
介護予防訪問リハビリテーション費	病院又は診療所の場合  介護老人保健施設の場合  (1日につき 500単位)	+20単位	退院(所)日又は新たに要支援認定を受けた日から3月以内 +200単位

### 5 介護予防居宅療養管理指導費

基本部分		注
イ 医師又は歯科医師が行う場合(月2回を限度)	(1) 介護予防居宅療養管理指導費(Ⅰ) (2)以外 (500単位)	注 情報提供が行われない場合 -100単位
	(2) 介護予防居宅療養管理指導費(Ⅱ) (在総診を算定する場合) (290単位)	
ロ 薬剤師が行う場合	(1) 病院又は診療所の薬剤師が行う場合(月2回を限度)	注 特別な薬剤の投薬が行われている利用者に対して、当該薬剤の使用に関する必要な薬学的管理指導を行った場合  +100単位
	(一) 月1、2回目の場合 (550単位)	
	(二) 月3回目以降の場合 (300単位)	
	(2) 薬局の薬剤師の場合(月4回を限度)	
	(一) 月1回目の場合 (500単位)	
	(二) 月2回目以降の場合 (300単位)	
ハ 管理栄養士が行う場合(月2回を限度) (530単位)		
ニ 歯科衛生士等が行う場合(月4回を限度) (350単位)		

※ ロ(1)(二)又は(2)(二)について、がん末期の患者については、週2回かつ月8回算定できる。

## 10 介護予防特定施設入居者生活介護費

基本部分		注	注	注	注
		看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	介護職員の員数が基準に満たない場合	個別機能訓練加算	委託先である指定介護予防サービス事業者により介護予防サービスが行われる場合
イ 介護予防特定施設入居者生活介護費 (1日につき)	要支援1 ( 214 単位)	×70/100		1日につき +12単位	
	要支援2 ( 494 単位)				
ロ 外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費 (1日につき 63 単位)			×70/100		・介護予防訪問系及び介護予防通所系サービス 通常の各サービスの基本部分の報酬単位の 90/100 (介護予防通所介護の選択的サービス(運動機能向上、栄養改善、口腔機能向上)の加算が可能) ・介護予防福祉用具貸与 通常の福祉用具貸与と同様 ※ただし、基本部分も含めて介護予防サービスの区分支給限度額を限度とする。

## 11 介護予防福祉用具貸与費

基本部分		注
		特別地域介護予防福祉用具貸与加算
介護予防福祉用具貸与費 (現に指定介護予防福祉用具貸与に要した費用の額を当該事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数)	車いす	交通費に相当する額を事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を加算 (個々の用具ごとに貸与費の100/100を限度)
	車いす付属品	
	特殊寝台	
	特殊寝台付属品	
	床ずれ防止用具	
	体位変換器	
	手すり	
	スロープ	
	歩行器	
	歩行補助つえ	
認知症老人徘徊感知機器		
移動用リフト		

特別地域介護予防福祉用具貸与加算は、支給限度額管理の対象外となる算定項目

※ 要支援1又は要支援2の者については、車いす、車いす付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフトを算定しない。(ただし、別に厚生労働大臣が定める状態にある者又は施行の日より6か月を超えない期間において当該種目に係る指定介護予防福祉用具貸与を受ける者を除く。)



# 介護報酬の算定構造のイメージ

## 地域密着型サービス

### I 指定地域密着型サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 夜間対応型訪問介護費
- 2 認知症対応型通所介護費
- 3 小規模多機能型居宅介護費
- 4 認知症対応型共同生活介護費
- 5 地域密着型特定施設入居者生活介護費
- 6 地域密着型介護老人福祉施設サービス

### II 指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 介護予防認知症対応型通所介護費
- 2 介護予防小規模多機能型居宅介護費
- 3 介護予防認知症対応型共同生活介護費

### 3 小規模多機能型居宅介護費

基本部分		注	
		登録者数が登録定員を超える場合	看護・介護職員の員数が基準に満たない場合 又は
イ 小規模多機能型居宅介護費 (1月につき)	経過的要介護 ( 4,469 単位)	×70/100	×70/100
	要介護1 ( 11,430 単位)		
	要介護2 ( 16,325 単位)		
	要介護3 ( 23,286 単位)		
	要介護4 ( 25,597 単位)		
要介護5 ( 28,120 単位)			
ロ 初期加算 (1日につき 30単位を加算)			

### 4 認知症対応型共同生活介護費

基本部分		注		注	
		夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	利用者数が利用定員を超える場合 又は	介護従業者の員数が基準に満たない場合	
イ 認知症対応型共同生活介護費(1日につき)	要介護1 ( 831 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	
	要介護2 ( 848 単位)				
	要介護3 ( 865 単位)				
	要介護4 ( 882 単位)				
	要介護5 ( 900 単位)				
ロ 短期利用共同生活介護費(1日につき)	要介護1 ( 861 単位)				
	要介護2 ( 878 単位)				
	要介護3 ( 895 単位)				
	要介護4 ( 912 単位)				
	要介護5 ( 930 単位)				
ハ 初期加算 (1日につき 30単位を加算)					
ニ 医療連携体制加算 (1日につき 39単位を加算)					

## 5 地域密着型特定施設入居者生活介護費

基本部分		注 看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	注 個別機能訓練加算
イ 地域密着型特定施設入居者生活介護費(1日につき)	要介護1 ( 549 単位)	×70/100	1日につき +12単位
	要介護2 ( 616 単位)		
	要介護3 ( 683 単位)		
	要介護4 ( 750 単位)		
	要介護5 ( 818 単位)		
<input type="checkbox"/> 夜間看護体制加算 <div style="text-align: right;">(1日につき 10単位を加算)</div>			